

根室北部消防事務組合職員採用情報

根室北部消防事務組合の概要

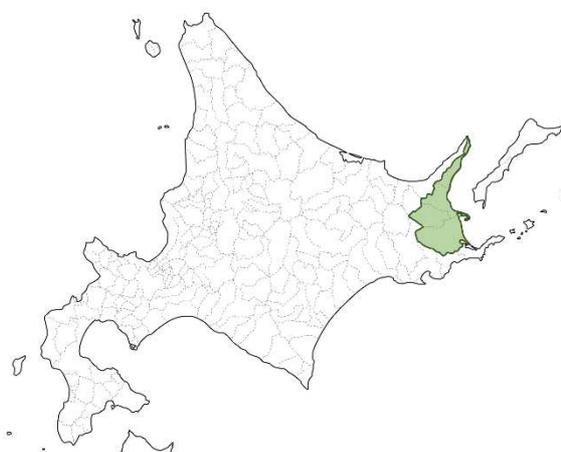
当組合は北海道最東部に位置する根室振興局管内の4町（中標津町、標津町、別海町、羅臼町）で構成され、管内面積は約3,027k㎡、管内人口は約4万7千人となっています。

北部は知床連山が連なる山間部であり、羅臼町では豊かな自然が評価され知床が世界自然遺産に登録されています。中央部や南部には根釧平野が広がり、中標津町、標津町、別海町を中心に日本有数の酪農地帯となっています。

根釧台地を空から見下ろすと、格子模様の巨大な防風林が広がっており、「根釧台地の格子状防風林」として北海道遺産にも選定された、雄大な酪農景観が広がっています。沿岸部ではサケマス等の漁業が盛んで、海と山が近く豊かな自然あふれる地域です。

また、中標津町には北海道最東端の空港『根室中標津空港』があり、新千歳空港から1日3便、羽田空港から1日1便が発着して根室管内の空の玄関口となっています。

根室北部消防事務組合管轄区域



構成町	中標津町	標津町	別海町	羅臼町	合計
人口(人)	23,010	5,023	14,380	4,722	47,135
面積(K㎡)	684.87	624.69	1319.63	397.72	3,026.91

※人口は令和2年国勢調査



根釧平野の酪農地帯（中央に中標津市街地）



冬の格子状防風林



野付半島（トドワラ）



世界自然遺産 知床

根室北部消防事務組合管内災害発生状況

○令和4年1月1日から12月31日まで

	中標津町	標津町	別海町	羅臼町	組合内合計
火災出動	9 件	3 件	9 件	3 件	24 件
救急出動	796 件	218 件	611 件	227 件	1,852 件
救助出動	14 件	5 件	12 件	11 件	42 件

令和6年度採用募集情報

根室北部消防事務組合では、住民の安全・安心を守るために、どんな環境にも対応でき、住民のために貢献できる人材を「性別・学歴・職歴を問わず」募集しています。

採用試験では多様な人材を確保するため、公務員試験に向けた準備をしていない受験志望者の方でも受験しやすい『教養試験』を採用しており、広く有用な人材を募集しています。

○募集内容

試験区分	採用予定数	配属予定地
消防士	若干名	中標津消防署及び標津消防署

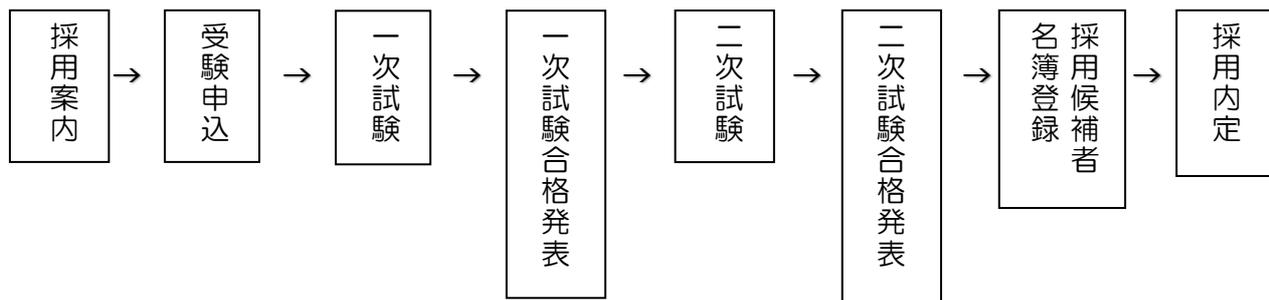
○試験日程

受付期間	令和5年7月3日（月）から令和5年8月4日（金）午後5時まで
一次試験日時	令和5年9月17日（日） 9：00 開始 教養試験、適性試験、作文試験
二次試験日時	令和5年10月15日（日） 9：00 開始 体力検査、面接試験

※ 詳細は採用試験案内または根室北部消防事務組合消防本部ホームページでご確認ください。

採用までの流れ

根室北部消防事務組合に採用後に、各構成町いずれかの消防署で勤務することになります。



勤務条件

○給与概要（令和5年4月1日現在）

根室北部消防事務組合職員の給与に関する条例に基づき給料・各種手当等が支給されます。

学歴区分	初任給	その他の手当
大学卒	185,200 円	期末・勤勉手当（年 4.4 月分）、寒冷地手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、各種出動手当などをそれぞれの要件に応じて支給します。
短大卒	164,100 円	
高校卒	154,600 円	

※給与については、配属された各構成町の規程に準じています。

○勤務時間

日勤者	8：30～17：15	勤務時間 7 時間 45 分 （休憩時間 12：00～13：00）
交替制勤務者	8：30～翌日 8：30	勤務時間 15 時間 30 分

8：30～12：00	13：00～17：15	17：45～22：00	22：00～5：00	5：00～8：30
勤務時間	勤務時間	勤務時間	休憩時間 （仮眠時間）	勤務時間
	休憩時間 12：00～13：00	休憩時間 17：15～17：45		

※交替制勤務者は、3 交替制で基本的なサイクルが「当務・非番・公休」となります。

○休暇等の概要

- ・年次有給休暇 1 年につき 20 日（4 月採用の最初の年は 15 日）
- ・病気休暇
- ・特別休暇（夏季休暇、結婚休暇、出産休暇、育児休業、介護休暇、子の看護休暇忌引休暇など）

教育制度

消防に関する知識や技能の習得・向上のため北海道消防学校（江別市）や民間教育機関などで教育を受けます。

- 初任教育 新たに採用された消防士は、初任教育として約 20 週間全寮制の北海道消防学校に入校し、消防士としての基礎的な知識や技能、体力を身につけます。
- 専科教育 救急活動や救助活動などに必要となる知識、技能や、キャリアアップの過程で必要となる知識、技能を学ぶために北海道消防学校に入校し教育訓練を受けます。（救急科、救助科、予防査察科、火災調査科など）
- 各種技能 災害活動等で法的に必要となる技能講習について、教育機関で講習を受けます。（小型移動式クレーン技能講習、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習など）